

木造住宅密集地域等の除却建物への助成制度

以下の要件を全て満たす木造建物

- 昭和56年5月以前に建築
- 平屋または2階建て
- 区の簡易診断^{*1}を受けていること
- 耐震診断^{*2}の結果、Iw値1.0未満

※特殊な構造の場合、簡易診断・耐震診断等ができない可能性があります。

対象建物

令和6年度申請受付期間

4月1日(月)～
12月20日(金)

令和7年2月28日までに完了実績報告ができる工事のみ受付します。

次年度は令和7年4月1日から受付予定です。

対象者

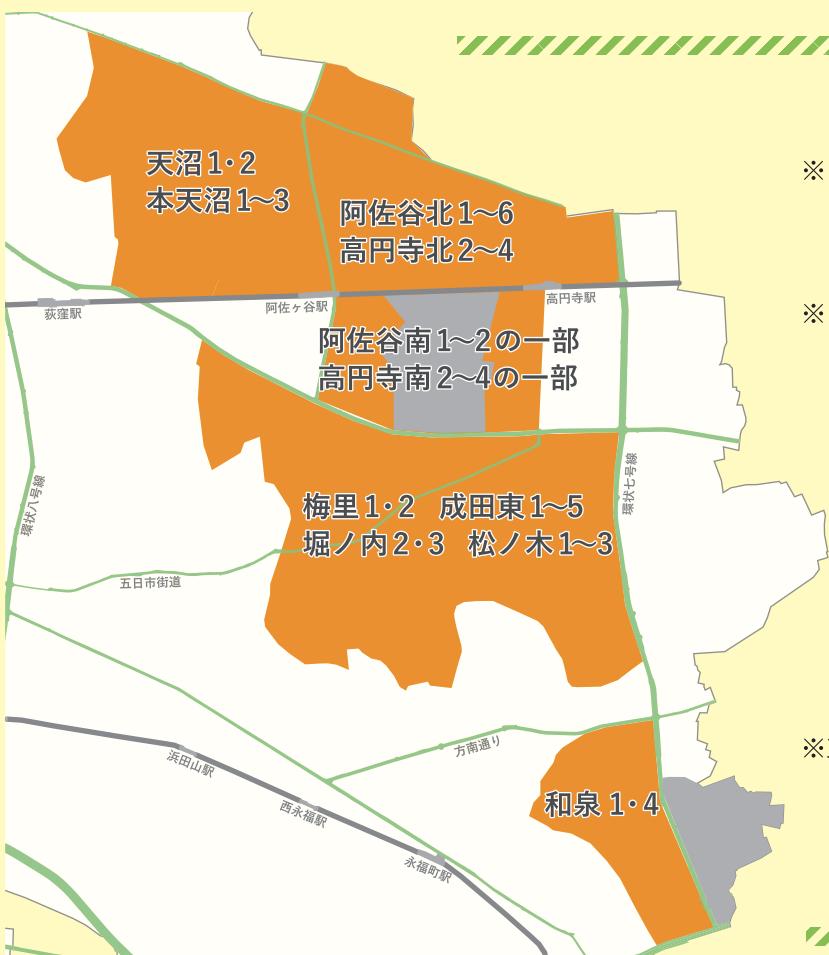
対象建物の所有者

対象工事

対象建物を除却し、更地にする工事

対象地域

下図オレンジの地域(灰色の地域^{*3}を除く)



※1 簡易診断は無料です。申請方法については、区ホームページかパンフレット「木造住宅などの耐震化を支援します」をご確認ください。

※2 耐震診断は、区の助成を受けて行うことができます。区の助成を受けずに耐震診断を行う場合、一般診断法または精密診断法のどちらでも構いませんが、診断者は以下のいずれかとしてください。

- ①区登録の木造耐震診断士又は特定木造精密診断士
- ②耐震改修促進法施行規則第5条第1項の規定に基づく耐震診断資格者(木造に限る)
- ③東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度要綱による耐震診断事務所の登録を受けているものに配置されている耐震診断技術者

※3 灰色の地域はこの除却助成制度は対象外ですが、「老朽建築物の解体助成制度」が別途ありますので、そちらをご活用ください。

助成対象工事について

建物本体の除却工事のみが助成対象となります。
外構工作物(土間・門・塀・垣根・庭木等)の除却、石綿等の調査・分析・撤去・処分及び地中埋設物の除却に係る費用等は助成の対象となりませんので、ご注意ください。

助成対象外となる場合

- ・耐震改修に係るほかの補助金を受けている場合
- ・公共施設や建物所有者が大企業の場合
- ・建物所有者が住民税(都民税・特別区民税・法人住民税等)を滞納している場合

助成額

(ア)

(イ)

(ウ)

(ア)(イ)(ウ)のどれか低い額

150万円

除却に要する費用の1/2
(千円未満切捨て)

延べ面積×16.5千円
(千円未満切捨て)

助成制度の流れ

助成金交付申請

工事の契約・着工前に、右記の提出書類を提出して下さい。

耐震診断の審査

区の助成を受けずに耐震診断を行った場合、耐震診断の内容について審査します。

助成金交付決定通知

助成金交付申請が承認されると、区から助成金交付決定通知書と完了実績報告書等を郵送します。

工事契約・着工

助成金交付決定通知を受けてから書面による工事の請負契約書※を交わし、工事に着手してください。

工事箇所ごとに、除却前・除却中・除却後の施工過程がわかるように写真を撮るよう、施工業者に依頼してください。

工事完了・完了実績報告

工事完了後、必要書類を提出してください。
除却完了の現地確認を行います。

助成額確定

区から「助成額確定通知書」を郵送します。
助成金は申請者名義の指定口座に振り込まれます。

助成金交付申請時の提出書類

- ① 除却工事助成金交付申請書
- ② 簡易診断結果報告書(コピー可)
- ③ 耐震診断結果報告書(コピー可)
※計算過程がわかるように、一式ご提出ください
- ④ 耐震診断を行った建築士が要件に該当することを証する書類
※区による精密診断を受けていない場合のみ
- ⑤ 所有及び建築年月が確認できる書類(コピー可)
(建物登記事項証明書または
固定資産税納税通知書(課税明細書共)等)
- ⑥ 住民税(個人・法人)納税証明書または
非課税証明書(コピー可)
- ⑦ 案内図及び外観写真
- ⑧ 除却工事の見積書(コピー可)
(宛名は申請者(助成対象者)とする。)
- ⑨ 同意書(共有者がいる場合※詳細はHP参照)
- ⑩ 委任状(申請手続きを所有者以外の第三者に委任する場合)
- ⑪ 確認書(耐震診断後、2年以上経過している場合)
- ⑫ その他区長が必要と認めるもの

※工事の請負契約書は、除却工事のみとしてください。
新築工事と併せた契約書および領収書は、不可です。

完了実績報告時の提出書類

- ① 除却工事完了実績報告書
- ② 請求書兼口座振替依頼書
- ③ 契約書または注文書・請書のコピー
(名義は申請者(助成対象者)とする。)
- ④ 領収書のコピー
(宛名は申請者(助成対象者)とする。)
- ⑤ 工事写真(除却前・除却中・除却後)
- ⑥ その他区長が必要と認めるもの



申し込み・問い合わせ先

杉並区役所 都市整備部 市街地整備課 耐震改修担当

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 (区役所西棟3階)

電話 03-3312-2111 (代)



除却工事助成金に係る申請書等はホームページから
ダウンロードできますので、右記二次元コードを読み
取り、ご確認ください。



[https://www.city.
suginami.tokyo.jp/
guide/sumai/taishin/
1027987.html](https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/sumai/taishin/1027987.html)